

平成 30 年 12 月 27 日

お客様各位

ダイレックス株式会社

家電リサイクル法に基づく勧告及び報告徴収の受領及び対応について

当社は、平成 30 年 12 月 27 日に経済産業大臣及び環境大臣より、家電リサイクル法第 16 条第 1 項に基づく勧告及び家電リサイクル法第 52 条に基づく報告徴収を受けました。

関係者の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしました事を深くお詫び申し上げます。今後このようなことを二度と起こさないよう徹底して参ります。

記

1. 経緯

当社は、お客様より引き取った廃家電を、指定引取場所への引渡しについての管理義務があります。

今般、経済産業省及び環境省の調査を受け、社内及び委託先の配達設置業者に詳細な調査を行った結果、委託先の配達設置業者が、他業者への不法な譲渡及び解体販売（廃棄物処理法違反台数 193 台）を行った事実が判明いたしました。当社は、指定引取場所への引渡し状況を管理する責任があることから、引渡義務勧告及び報告徴収を受けました。

2. 件数

平成 27 年 4 月から平成 30 年 10 月までの間を調査した結果、廃家電引取台数 5,027 台あり、内 4,834 台が指定引取場所への持ち込みが確認できました。残る 193 台が適切に処理されておらず、家電リサイクル法第 16 条第 1 項に抵触することが判明いたしました。

3. 今後の対応

当社と致しましては、管理体制が不十分であったことを重く受け止め、実効性のある再発防止対策を講じ、既に実施しております。

具体的には、マニュアル及び家電リサイクル受付確認表の改訂、チェック体制の強化とコンプライアンステスト及びインターネット教育ツールを利用した社内教育を継続徹底し、それらのモニタリング監査を業務監査室及びコンプライアンス委員会にて行ってまいります。

以上